特別国際金融取引勘定に関する事務取扱要領について

(平成10年3月19日付蔵国第1289号)

第一 特別国際金融取引勘定の経理処理

一 特別国際金融取引勘定の経理に関する勘定科目

外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号。以下「外為令」という。) 第十一条の二第五項に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関(以下「承認金融機関」という。)が特別国際金融取引勘定の経理に関し使用する勘定科目は、当該承認金融機関が外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。)第二十一条第三項に規定する財務大臣の承認を受けた際、外国為替に関する省令(昭和五十五年大蔵省令第四十四号。以下「外為省令」という。)別紙様式第十六による特別国際金融取引勘定開設承認申請書の「その他参考となる事項」欄に記載した勘定科目で次に掲げるものとする。

- (1) その他の勘定における勘定科目の区分に準じて区分した資金の運用及び調達に係る勘定科目(債権債務の決済のためのものを除く。)
- (2) その他の勘定との間における資金の振替に係る勘定科目
- 二 特別国際金融取引勘定の経理に使用する外国為替相場

承認金融機関が特別国際金融取引勘定の経理に際し外国通貨建資産又は 外国通貨建負債を本邦通貨に換算するときに使用する外国為替相場は、当該 承認金融機関がその日におけるその他の勘定において外国通貨と本邦通貨 との交換が介在しない同種の外国通貨間の取引又は行為に伴い外国通貨建 資産又は外国通貨建負債を本邦通貨に換算するときに使用する外国為替相 場とする。

三 特別国際金融取引勘定への付替え

- (1) 承認金融機関が外為省令第十九条第二項第三号の規定に基づきその他の勘定において経理されている法第二十一条第三項第一号、第二号又は第三号に掲げる取引又は行為に係る資金の運用又は調達を特別国際金融取引勘定に付け替える場合には、外為令第十一条の二第八項に規定する確認の方法に準じて確認を行い、付替えごとに、次に掲げる項目について整理しておくものとする。
 - イ 付替年月日
 - ロ 付替前及び付替後の勘定科目
 - 八 取引の相手方、取引年月日、取引の金額及び取引の期間
 - 二 更新年月日及び更新期間(更新を行った場合に限る。)

ホ 付替後支払う利子についての我が国における所得税課税の有無

- (2) 特別国際金融取引勘定に付け替えることができる法第二十一条第三項第一号、第二号又は第三号に掲げる取引又は行為に係る資金の運用及び調達は、同項に規定する財務大臣の承認を受けた日前に当該取引又は行為が開始されたものであるものとする。
- (3) 外為省令第十九条第二項第三号ただし書に規定する「特別国際金融取引勘定に付け替えられる資金の運用に係る金額と資金の調達に係る金額」を計算する場合において、その金額に一億円未満の端数があるときは、当該端数金額を四捨五入するものとする。

第二 取引又は行為の相手方が非居住者であることの確認方法等

一 書類の範囲

外為省令第十九条第五項に規定する「取引又は行為の相手方の登記事項証明書又はその写し、当該相手方が所在する国又は地域の官公署から発行され、又は発給された書類その他の書類」とは、次に掲げるいずれかの書類で、当該相手方の名称及び主たる事務所の所在地の記載のあるもの(名称から判断して取引又は行為の相手方が法人であることが明らかでない場合にあっては、当該相手方が法人格を有する内容の記載のあるものに限る。)とする。

- (1) 取引又は行為の相手方の登記事項証明書又はその写し
- (2) 当該相手方が所在国又は本邦の法令の規定に基づき官公署から送付を受けた許可、認可若しくは承認に係る書類又はこれらの書類の写し
- (3) 当該相手方が所在国又は本邦において交付を受けた国税若しくは地方 税の領収証書、納税証明書若しくは社会保険料の領収証書又はこれらの書 類の写し
- (4) 当該相手方が所在国の官公署から交付を受けた印鑑証明書又はその写し
- (5) 当該相手方の定款、寄附行為又はこれらに類する規則、規約の写し
- (6) 当該取引又は行為に係る契約に関し弁護士が法律上の意見を陳述した 書類又は当該承認金融機関が業務上の取決めを結んでいる外国にある金 融機関が当該取引又は行為の相手方の信用状況等について記載した書類 であって、当該相手方の設立、権利能力又は行為能力に関する記載がある もの
- (7) 当該取引又は行為が、シンジケート・ローンに係るものである場合に おいては、幹事金融機関が当該取引又は行為の相手方が非居住者であることを確認したことを証する書類
- 二 取引又は行為の相手方が非居住者であることの確認方法

承認金融機関は、特別国際金融取引勘定において経理される法第二十一条 第三項第一号、第二号又は第三号に掲げる取引又は行為の相手方が同項に規 定する非居住者であることの確認を、上記一に掲げるいずれかの書類と次に 掲げるいずれかの書類(当該相手方の名称及び所在地の表示があるものに限 る。)を照合する方法により行うものとする。

- (1) 相手方との間の当該取引又は行為に係る契約書
- (2) 当該取引又は行為に係る相手方からの電信又は相手方との間のテレックスの交信記録
- (3) 相手方から当該取引又は行為に係る契約の内容等を確認するために送付された書類
- (4) その他相手方から送付された当該取引又は行為に係る書類

三 継続的取引相手の範囲

外為省令第十九条第六項に規定する「当該取引又は行為の当事者である特別国際金融取引勘定承認金融機関(令第十一条の二第五項に規定する特別国際金融取引勘定承認金融機関をいう。次項において同じ。)との間で資本取引を継続的に行つている者」(以下「継続的取引相手」という。)とは、特別国際金融取引勘定において経理される取引又は行為に係る契約を締結する日において、次に掲げるいずれかの者((2)に掲げる者については、名称から判断して法人であることが明らかである者に限る。)とする。

- (1) 当該承認金融機関との間で特別国際金融取引勘定において経理される 資本取引を行っている者又は当該契約を締結する前五年以内に特別国際 金融取引勘定において経理された資本取引を行ったことがある者
- (2) 当該承認金融機関との間でその勘定において経理されている資本取引を現に行っている者又は当該契約を締結する前三年以内にその勘定において経理された資本取引を行ったことがある者(当該資本取引に係る上記二の(1)から(4)までに掲げるいずれかの書類が保存されている場合に限る。)
- 四 取引又は行為の相手方が金融機関等である場合の確認方法

承認金融機関は、特別国際金融取引勘定において経理される法第二十一条第三項第一号、第二号又は第三号に掲げる取引又は行為の相手方が金融機関、外為省令第十七条第一項に規定する者又は継続的取引相手である場合には、上記二の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかの書類と上記二の(1)から(4)までに掲げるいずれかの書類(当該相手方の名称及び所在地又はテレックスコードの表示があるものに限る。)を照合することにより当該相手方が非居住者であることの確認を行うことができる。

ただし、取引又は行為の相手方が外為省令第十七条第一項に規定する者又

は当該者の出資先法人である場合には、これらの確認を省略することができる。

- (1) 公刊された銀行名鑑、企業名鑑又はテレックスコード帳
- (2) 承認金融機関が作成した帳簿で当該承認金融機関が上記2の規定により確認を行ったときに当該確認に係る取引又は行為の相手方の名称、所在地、テレックスコード、確認を行った年月日、確認のために使用した書類の名称及びその他参考となるべき事項を記載したもの
- (3) 承認金融機関が作成した記録で当該承認金融機関が麻薬等の薬物の不正取引に伴うマネー・ローンダリングの防止のために本人確認を行ったときに当該確認に係る取引又は行為の相手方の名称、所在地、確認を行った年月日、確認のために使用した書類の名称及びその他参考となるべき事項を記載したもの

万 確認済の記載

承認金融機関は、取引又は行為の相手方が非居住者であることの確認を行った場合は、確認のために使用した上記の二の(1)から(4)までに掲げるいずれかの書類又は当該書類の写しに確認を了した旨及びその年月日を記載するものとする。

六 確認に使用した書類の保存

承認金融機関は、取引又は行為の相手方が非居住者であることの確認を行った場合は、確認のために使用した書類又は当該書類の写しを当該取引が終了した日後五年間保存するものとする。この場合において、当該書類又は当該書類の写しを保存する方法は、書面、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)又はマイクロフィルムによる方法とする。

七 金銭の貸付けに係る資金の使途の確認に使用する書類

外為省令第十九条第七項に規定する「当該資金の使途その他の事項が記載された書類」とは、金銭の貸付けに関する契約書で当該貸付けに係る資金の使途について記載があるもの又は金銭の貸付けの相手方が当該貸付けに係る資金の使途について記載し、当該貸付けを行う承認金融機関に送付した書類とする。

ただし、貸付の相手方が外為省令第十七条第一項に規定する者又は当該者の出資先である場合であって、これらの書類を徴求することが困難な場合には、当該貸付の相手方の業務方法書その他の書類により、当該貸付に係る資金が外国において使用されることを確認することができるものとする。

第三 その他の留意事項

一 最低預入金額の換算

外為省令第十七条第二項に規定する「一億円に相当する額」は、預金契約に基づく預入れの日において適用される基準外国為替相場又は裁定外国為替相場により換算した額とする。

二 特別国際金融取引勘定において経理される金銭の貸借の取扱い 取引又は行為の相手方が非居住者であること等の確認を円滑に行うため、 特別国際金融取引勘定において経理される法第二十一条第三項第二号に掲 げる金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引については、当分の間、 外為令第十一条の二第三項に規定する要件に準じて取り扱うものとする。